

## 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	88.8%
正規雇用労働者	90.9%
非正規雇用労働者	102.9%

対象期間: 令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)  
賃金は基本給、諸手当、賞与等を含む。

※非正規職員については、正規職員の週所定労働時間(38.75時間)で換算した  
人員数を基に平均年間賃金を算出している。